

## 元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議設置要綱

25 文企企第 194 号平成 25 年 11 月 5 日区長決定

26 文企企第 47 号平成 26 年 5 月 12 日部長決定

(趣旨)

第 1 条 文京区立元町公園（以下「元町公園」という。）の保全及び旧元町小学校の有効活用について、歴史性、防災性、景観、公共施設の高度利用その他の専門的見地から検討するため、元町公園の保全及び旧元町小学校の有効活用検討会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項を検討し、その結果を区長に提言する。

- (1) 元町公園の保全に関すること。
- (2) 旧元町小学校の有効活用に関すること。
- (3) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第 3 条 会議は、学識経験者のうちから区長が委嘱する委員 4 人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条の規定により委嘱された日から第 2 条の規定による提言を行う日までとする。

(座長及び座長代理)

第 5 条 会議に座長及び座長代理各 1 人を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事)

第 6 条 会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長の職にある者とする。

(運営)

第 7 条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、企画政策部企画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。